

報道関係者 各位

令和8年2月6日
【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 中島 良則
監督係 尾野 嘉祐
(電話) 018-862-6682

「建設現場年末無災害運動月間」の監督指導結果を公表します

～木造家屋建築工事現場では「墜落防止」、建設工事現場では「現場管理」に関する違反が最多～

秋田労働局（局長 山本博之）は、令和7年12月1日から同月31日までを「建設現場年末無災害運動月間」と定め、管内の6労働基準監督署において、建設現場に対する集中的な監督指導を実施しましたので、その概要を公表します。

秋田県内の建設業では、令和7年の休業4日以上の労働災害は速報値で189件（前年比+29件、+18.1%）発生しており、秋田労働局では、建設現場における法違反は死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、重点的な監督指導を実施することとしています。

【監督指導結果の概要】

1 木造家屋建築工事現場

■ 監督指導の実施は42現場、67事業場 違反は24現場、46事業場

月間に42現場、67事業場※1に対して監督指導を実施し、うち、24現場、46事業場で、労働者の危険を防止するための措置等を定めた労働安全衛生法違反が認められました（事業場違反率68.7%）。

■ 墜落防止に関する違反が43件で最多

主な違反の内容は以下のとおり。

- ・墜落防止措置に関するもの 43件
(高さ2メートル以上の箇所に足場等の作業床や手すりが設けられていない等)
- ・足場に関するもの 34件
(足場からの物体落下防止措置がとられていない、足場の点検記録が保存されていない等)

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは19事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所が認められた19事業場に対して、使用停止や立入禁止等の行政処分※2を行いました。

2 建設工事現場（木造家屋建築工事現場を除く）

■ 監督指導の実施は65現場、106事業場 違反は37現場、77事業場

月間に65現場、106事業場に対して監督指導を実施し、うち、37現場、77事業場で、労働者の危険を防止するための措置等を定めた労働安全衛生法違反が認められました（事業場違反率72.6%）。

■ 元請の現場管理に関する違反が27件で最多

主な違反の内容は以下のとおり。

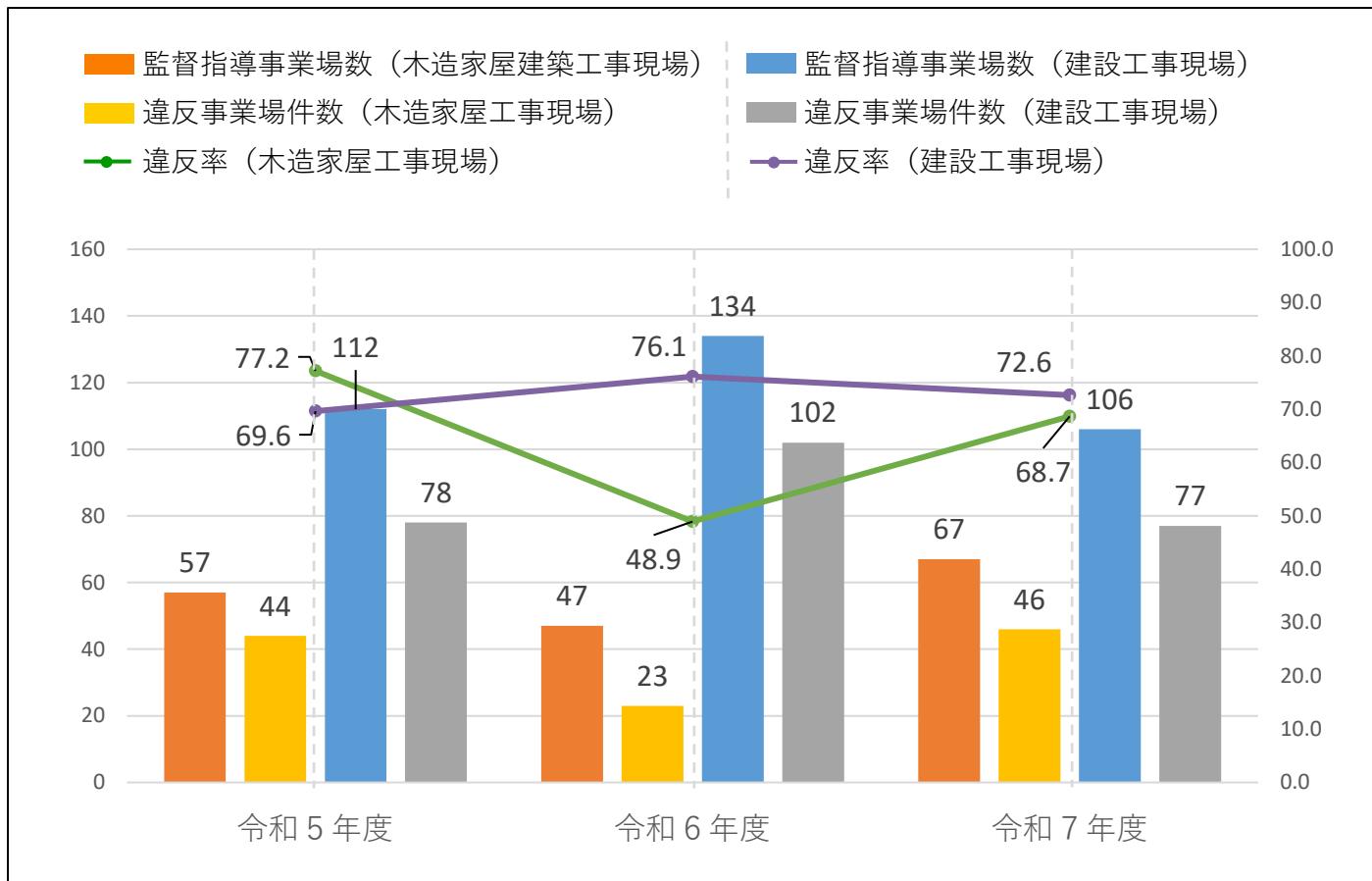
- ・元請の現場管理に関するもの 27件
(高さ2メートル以上の箇所に手すりが設けられていない、高さ1.5メートル以上の箇所に昇降設備が設けられていない等)
- ・墜落防止措置に関するもの 26件
(作業計画が定められていない、荷のつり上げ等の使用してはならない用途に使用していた等)

■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは18事業場

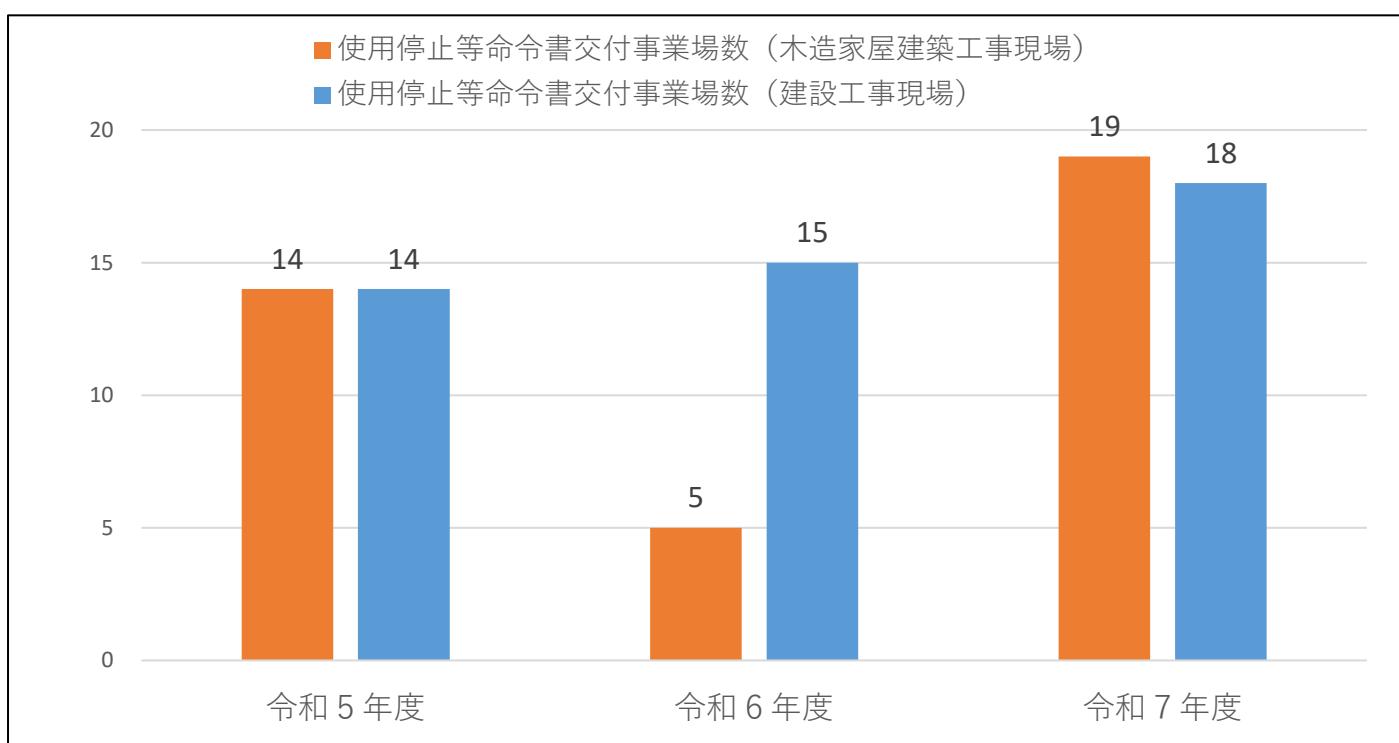
特に危険度の高い機械設備や作業場所が認められた18事業場に対して、使用停止や立入禁止等の行政処分を行いました。

※1 事業場数とは現場で作業する元請と下請を合わせた事業場の数であるため、1現場が1事業場とは限りません。

※2 特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行うもので、行政処分の対象となった機械や作業場所等は、安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。



【図 1】「建設現場年末無災害運動月間」の監督指導事業場数の推移



【図 2】「建設現場年末無災害運動月間」の使用停止等命令書交付事業場数の推移